

商品概要説明書

ジャックスローン（教育）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

商品名	ジャックスローン（教育）
ご利用いただける方	○個人の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 70 歳以下の方。 ○安定・継続した収入のある方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がない方。 ○借換の場合は、借換対象ローンに直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方。 ○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○次のご資金が対象です。 ①入学、在学中に必要な資金。 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等。 ※仕送りのみの利用は対象外。 ②支払い済み教育資金。 上記①の資金で、申込受付日から 3 ヶ月以内に現金で支払った領収書のある資金。 ③教育ローンの借換資金。 ④その他、当 J A が認めた教育資金。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、歯科・医科・薬科大学または学部の場合は、1,000 万円以内とします。 また、借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○元金据置期間を含め 6 ヶ月以上 16 年 10 ヶ月以内（1 ヶ月単位）とします。 ただし、借換資金のみの場合は、残存償還期間以内とします。 ※元金据置期間 入学前の 7 ヶ月間、卒業予定年月までの在学期間、卒業後の 6 ヶ月間を上限として元金を据え置き、お利息のみのお支払いが可能です。 なお、据置元金は、幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、学習塾、予備校、短大、大学、大学院への入学に必要な資金、および在学期間中に必要な資金に限ります。 ただし、留年・留学で卒業年月が延びる場合は、元金据置期間の延長はできません。

借入利率	○固定金利型 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ※お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。								
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当J Aが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
保証料	○分割後払方式 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料はお借入金利に含まれます。								
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当J A所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済掛金は、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入れ利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年0.30%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.40%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.45%</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.30%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.40%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.45%
団体信用生命共済（保険）	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年0.30%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.40%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.45%								
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.62%								

手数料	○新規事務取扱手数料…5,500円（税込） ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ① 全額繰上返済の場合…3,300 円（税込） ② 一部繰上返済の場合…3,300 円（税込） ○インターネットバンキングによる一部繰上返済の場合 ①繰上返済手数料は無料です、 ②約定返済後の残高の 90%が、1 回あたりの返済上限額です。 ③ 1 回あたりの返済下限額は 10,000 円です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円（税込）の条件変更手数料が必要です。																
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店またはリスク管理部審査課（電話：042-666-6511）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														

その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	---

J A 八王子